

職場における化学物質管理の今後のあり方について (論点整理)

検討項目1 基本的方向

新規化学物質の届出の増加、化学物質に起因する疾病の発生状況等を考慮した場合、譲渡提供時に危険性等を情報伝達すべき化学物質の範囲はどうあるべきか。

1 現状

(化学物質による労働災害の発生状況等)

- (1) 化学物質の危険有害性に起因する労働災害が、年間 600～700 件程度(休業 4 日以上)発生している。【資料2 P. 1】
- (2) 危険有害な化学物質の容器等にラベル表示がなく、危険有害性情報の伝達及び活用が不十分であったため労働者の不安全な取扱いを誘発したと思われる災害が年間 30 件程度(注:休業日数にかかわらず、中毒災害として報告を受け労働基準監督署が災害調査を実施したもの)発生している。【資料2 P. 1】
- (3) 新規化学物質の届出件数は10年前の2倍の水準(約 1300 件/年)に達しており、職場で使用される化学物質の種類が毎年増加している。【資料2 P. 2】

(国際的な動向)

- (4) 欧州の「化学品の分類、表示、包装に関する規則」(CLP 規則 2009 年発効[施行:純物質 2010 年 12 月 1 日、混合物 2015 年 6 月 1 日])では、GHSに従って分類を行った結果、危険有害とされるすべての化学物質(以下「すべての危険有害な化学物質」という。)をラベル表示等の対象としている。

(現行制度)

- (5) ラベル表示義務の対象物質及びMSDS交付義務の対象物質は、それぞれ 100 物質及び 640 物質であり、情報伝達の対象となる物質は限定されている。また、事業場等において労働者が直接取り扱う容器等への名称等の表示は、義務付けられていない。【資料2 P. 2】

2 今後のあり方(検討会報告書より)

- (1) 職場において使用されるすべての危険有害な化学物質について、GHS 国連勧告が示すように、譲渡提供者から譲渡提供先の事業者に対し、ラベル表示及び MSDS 交付による危険有害性情報を伝達し、更に提供された情報を事業場内において労働者へ伝達する等、化学物質の危険有害性情報を有効に伝達し活用する取組を推進する必要がある。
- (2) 化学物質に起因する労働災害の防止を図るためには、譲渡提供者から譲渡提供先の事業者に対するラベル表示及び MSDS 交付による情報伝達の確立と併せて、小分けした化学物質を直接取り扱う労働者等に情報を提供することも重要であることから、事業場内で使用する容器等へ名称等をラベル表示する取組(事業場内表示)を定着させる必要がある。【資料2 P. 3】
- (3) 事業場内表示の導入に当たって、国は、指針、通達、ガイドライン、パンフレット等により、事業場内表示の趣旨を踏まえた望ましいラベル表示のあり方、代替措置を含め実施すべき措置を示すとともに、事業者への支援も併せて行うことが望ましい。また、化学物質の危険有害性、ラベル表示及びMSDSの内容、情報の活用方法等について、管理者や実際に取り扱う者の双方に対して広く普及するために必要な措置を講ずるとともに、GHS分類結果を掲載したデータベースの拡充、相談窓口の拡充等、GHS分類に係るインフラ整備等も進めることが望ましい。

検討項目2 リスクに基づく自主的化学品管理の促進

リスクに基づく自主的化学品管理を促進するためには、何が必要か。

1 現状

(リスクアセスメントの実施状況等)

- (1) 平成18年労働環境調査報告では、有害な化学物質を取り扱っているとする事業場のうち化学物質に関するリスクアセスメントを実施しているとの回答は半数以下にとどまっており、また、事業場の規模が小さいほど実施されていない傾向がある。

【資料2 P. 4】

- (2) 化学物質リスクアセスメントについてのアンケート調査で約1/4の事業場が「実施するに当たって十分な知識を有する人材がいなかった又は不足している」と回答し、次いで「時間がない」、「よく分からない」との回答が多い(中央労働災害防止協会調べ)。【資料2 P. 4】

(国際的な動向)

- (3) 欧州を中心に、化学物質を取り扱う作業毎に、MSDSに記載されている物理的性状、有害性情報、取扱量等の情報に基づいて、ばく露濃度の測定を行わずに化学物質リスクアセスメントを実施する簡便なリスクアセスメント手法が開発され、事業場に導入されているところである。【資料2 P. 5】

(現行制度)

- (4) 現在、作業環境測定は特定の手法に限定されている。また、労働者が自らの作業環境の状況、作業環境改善の必要性、改善の計画等について知りたいと思っても、衛生委員会等を通して間接的にしか知ることができず、容易に確認できる仕組みとなっていない。【資料2 P. 7】
- (5) 労働安全衛生法令において、局排等の要件等が詳細に定められていることは、我が国の作業環境の改善をもたらしたところであるが、その反面、専門家の創意工夫による自主的な管理の機会が十分与えられてこなかったとの指摘がある。

(CO中毒又は一部の屋外作業での中毒災害の状況)

- (6) 一酸化炭素(CO)による中毒災害が年間約40件程度(注:休業日数にかかわらず、中毒災害として報告を受け労働基準監督署が災害調査を実施したもの。)発生している。また、周囲に風除けを設けて行う溶接作業、垂直シートで覆われた建設物外壁工事等の通気の悪い屋外での作業において、有害な化学物質による中毒災害が発生している。【資料2 P. 6】

2 今後のあり方(検討会報告書より)

- (1) 従来の手法の導入が困難な事業場においても、リスクアセスメントの実施を可能とするため、簡便なリスクアセスメント手法を、我が国の実情に合うように開発する必要がある。
- (2) 作業環境測定の評価結果を直接的に労働者へ周知することが望ましい。【資料2 P. 7】
- (3) 内燃機関、ガス機器等におけるCO中毒の防止については、鉄鋼業におけるCOセンサーの着用による災害の防止事例等を参考にして、更に一層推進することが必要である。また、一部の特に有害な屋外作業における化学物質による中毒災害についても、換気・送気、呼吸用保護具の着用等の有効な対策の推進が必要である。【資料2 P. 8】
- (4) リスクに基づく自主的化学品管理を促進するために次のア～ウについて今後、引き続き専門的な観点から検討する必要がある。

ア 個人サンプラーによる測定の導入について【資料2 P. 7】

(検討の方向性)

A 測定及び B 測定による測定では的確な評価が困難と思われる一部の作業を対象に、個人サンプラーによる測定を導入することについて検討する。

イ 局所排気装置等の屋内還流の導入について【資料2 P. 7】

(検討の方向性)

排気を清浄化し、センサーで連続モニタリングすること等を条件に屋内への還流を認めることについて検討する(ただし、発がん性を有する化学物質については、排気の還流の対象から除外する)。

ウ 労働安全衛生法令に基づく有害物質の発散抑制対策として、局所排気装置等以外の方法についても導入できるよう、規制の柔軟化の推進について【資料2 P. 8】

(検討の方向性)

局所排気装置等以外の発散抑制方法について、当該発散抑制方法により気中濃度を一定値以下に抑制できることを確認するとともに、気中の有害物の濃度が継続して一定値以下となることを担保できることを条件に、事業場ごとに是非を判断して導入を認めることについて検討する。